

全国木材資源リサイクル協会連合会

鈴木 隆 理事長に聞く



東日本大震災で発生した膨大な災害廃棄物のうち、体積では7〜8割が木材で占めるといわれる。被災地では、電力不足に対応するバイオマス発電の燃料などへの資源化による有効活用が期待され、政府も施設整備の支援を行う方針だ。廃棄物処理会社やバイオマス発電事業者などで構成するNPO法人全国木材資源リサイクル協会連合会の鈴木隆理事長(山形・クリーンシステム社長)に、再利用に向けた課題や見通しを聞いた。

木材災害廃棄物 資源化へ

母材保管場所の整備必要

除塩してボイラー燃料に再利用

「災害木くずの運用 まれていても良いのが水 木くずの塩分濃度は大き について林野庁に提案 1ド原料で、おむね濃 いところで約1%。その 書を出されました。 度0.5%以下なら使用 後、雨に打たれ 低減さ できる。当道、ボイラ 料としての利用を優先 燃料基準0.1%以下に 保することでは保管能力は 2倍以上にできる。帯り はおよそ100万〜30 万トン程度でボイラー燃料へ みています。」

0万トン。大半は建設被害 利用することが望まし によるもので再利用の障 害は塩分だ。われわれの 原料としての利用可能量 力は年間約100万トン。 提案は母材の保管場所を 復元需要でさらに拡大す 確保し、そこで雨に打た せる可能性はある。われわ と2000トンは生産が可 能である。母材保管場所 5年前後で完了すると思

5年前後で処理完了見通し

「除塩コストが上昇 せざるを得ない。母材保管場所の整備 は災害廃棄物処理の国の 補助対象になると考えて いる。最終的なチップ価 格に除塩の費用が上乗せ されることはなく、現行 の価格でユーザーに供給 できる。処理全体のコス トをみても焼却や埋立立 てに比べてリサイクルは 高くはない。」

「環境省のマスタープ ラン(災害廃棄物処理指 針)でも木くずコンク リートについては焼却の 処理法に抵触する可能性 がある。現行法では積み 替えるだけの保管場所が 7日分、チップ化施設が 付帯していても28日間分 しか保管できないという 規定がある。しかし、除 塩にはある程度期間が必 要であり、震災で発生し た木くずの保管場所につ いては、この規定から除 外することを求めている。われわれも期待 している。塩分濃度が若 干高くても使えるような ボイラーをつくれれば処理 はさらに早く進む。」

「国に求めること は、われわれの提案のホ イントは母材保管場所の 整備だが、これが廃棄物 (聞き手=新村義明)